

「給与応援Super/Lite」平成17年度年末調整対応版 概要(Ver.H17.1)

「給与応援Super/Lite Ver.H17.1」での対応内容についてご案内致します。

1. データの利用について

データ移行保証バージョン・・・Ver.H16.1*以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

<上記以外のバージョンをお使いの場合>

バージョンアップの際にデータが正常に変換できない可能性があります。変換ができない場合はデータを新たに
入れ直してお使いいただくことになります。変換後のデータをよくお確かめいただきご利用ください。

2. 法改正の内容とシステムの対応について

システムに關係する法改正の内容は次のとおりです。

給与所得の源泉徴収票の様式変更

- (1) 「摘要」欄に「国民年金保険料等の金額」を記載することとなりました。
- (2) 「老年者」および「夫あり」欄が削除されました。
- (3) タイトル部分が「平成 年度分」となり、年度が空欄となりました。

システムでは、次の対応を行いました。

- ・ 給与所得の源泉徴収票の摘要欄に、「国民年金保険料等の金額」を記載するため、〔年末調整／一覧入力〕の「社会保険の申告額」の下段に「(うち国民年金等)」欄を追加しました。
- ・ 〔設定／従業員／個別入力(一覧入力)〕の「老年者区分」欄「夫あり」欄をそれぞれ削除しました。「老年者区分」欄は、〔年末調整／一覧入力〕からも削除しました。

定率減税額の引き下げ

定率減税の額が次のように引き下げられます。

これにともない平成18年1月1日以後に支払うべき毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額表」が定率減税の額の引き下げを織り込んだものに改められることとなりました。

改正前	改正後
所得税額の20%相当額	所得税額の10%相当額
20%相当額が25万円を超える場合には 25万円	10%相当額が12万5千円を超える 場合には12万5千円

平成18年分以後の所得税について適用されます。

システムでは、源泉徴収税額を求める従来の計算式(または税率表)(旧計算式)と定率減税引き下げを織り込んだ新しい計算式(または税率表)(新計算式)の2つを持ち、選択した会社の処理年度により、計算式を切り替えて毎月(日)の給与や、賞与の源泉徴収税額が計算されるように対応しました。

定率減税の引き下げに伴う、平成18年度分の年末調整の年調定率控除額の計算には、平成18年版で対応する予定です。平成18年の途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年末調整には対応しませんので、あらかじめご了承ください。

老年者控除の廃止

所得者本人が年齢65歳以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用される老年者控除(50万円)が廃止されました。

システムでは〔設定／従業員／個別入力（一覧入力）〕、および〔年末調整／一覧入力〕画面から「**高齢者区分**」欄を削除し、年末調整の**高齢者控除**の計算を停止します。

なお、**高齢者控除**の廃止に伴い、平成17年1月1日以後に支給される給与の**所得税**計算（扶養親族等の数に**高齢者**分の1を加算しないで**所得税**を計算するための対応には、既存システム（平成16年版）で対応済みです。

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更 **Superのみ**

平成17年分以後の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」が、次のとおり変更されました。

- (1) タイトル「平成 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の下の番号が、変更されました。
 - ・改正前：所得税法施行規則別表5(8)、5(23)、5(24)、5(25)、6(1)及び6(2)関係
 - ・改正後：所得税法施行規則別表5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係
- (2) 「源泉徴収票の提出媒体」欄が変更されました。
 - ・「13=FD・MOによる提出」欄が削除されました。
 また次の記入事項が追加されました。
 - ・「15=FDによる提出」
 - ・「16=MOによる提出」
 - ・「17=CDによる提出」
 - ・「18=DVDによる提出」
- (3) 「この調書について応対できる者の所属及び氏名」欄の項目名称の変更
 - ・改正前：「この調書について応答できる者の所属及び氏名」
 - ・改正後：「この調書について応答できる方の所属及び氏名」

システムではこれらの様式変更に対応しました。なお、控用(複写)への直接印刷には対応しませんのでご了承ください。

算定基礎届／月額変更届の支払基礎日数の変更

現在は、支払い基礎日数が20日以上について報酬月額を算定しますが、健康保険法の一部改正に伴い、定時決定、随時改定、育児休業等終了時の改定において、支払基礎日数が17日以上の月について算定することとされました。

【適用時期】

- ・平成18年度の算定基礎届
- ・平成18年7月以降に行う月額変更届

システムでは、次の対応を予定しています。

- ・支払基礎日数の判定を「20日以上」から「17日以上」に変更しました。
- ・「被保険者区分」欄の削除

社会保険料率変更対応（18年度のサンプル株式会社と標準データ）

介護保険料、雇用保険料、厚生年金保険料の3つの保険料につきまして、18年度のサンプル株式会社と標準データの保険料率の初期設定を改正後の料率に変更しました。

厚生年金保険料率(/1000)69.67 71.44

雇用保険料率(/1000)7.000 8.000

介護保険料率(/1000)5.550 6.250

3. その他システムの変更点

市区町村辞書／銀行コード辞書／郵便番号辞書の更新

(1) 市区町村辞書

平成17年10月1日の市区町村合併分までの情報をもとに作成した市区町村辞典に更新しました。

(2) 銀行コード辞書

平成17年9月現在の銀行コード辞書に更新しました。

(3) 郵便番号辞書

平成 17 年 9 月 30 日現在の郵便番号辞書に更新しました。

登録済みの銀行、銀行支店、市区町村、従業員 / 個別入力 (一覽入力) 等に登録済みの住所等は、バージョンアップを行っても自動的に更新されません。銀行や市区町村の合併などにより、銀行名 (銀行コード) や住所が変更になる場合は、バージョンアップ後に見直し、必要に応じて変更していただくようお願いいたします。

雇用保険料の端数処理対応

一般保険料額表の廃止に伴い、料率により算出する雇用保険の 1 円未満の端数処理については、50 銭以下の場合は、切り捨て、50 銭 1 厘以上の場合は切り上げすることになりましたので、システムでは、給与項目の設定画面で、雇用保険の端数処理の方法を選択できるように対応しました。

「雇用保険の算出方法」欄の削除

給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書: 「E: 従たる給与から控除を受ける扶養親族等」欄の変更システムでは、申告書裏面の「3. 記載についてのご注意 (4)」の記載内容にのっとり、税区分が「甲欄」以外の従業員の申告書「E: 従たる給与から控除を受ける扶養親族等」欄には、家族情報が設定済みであっても、その扶養家族が、表示・印刷されないように対応します。今後、「3. 記載についてのご注意 (4)」に該当する場合は、申告書を印刷した後に、「E: 従たる給与から控除を受ける扶養親族等」欄を手書きしていただくこととなります。

算定基礎届・月額変更届関連

次の対応を行いました。

- ・「備考 (差額支給月)」欄の追加
「差額支給月」を「記載するケースに対応するため、既存の「備考」欄を「備考 (差額支給月)」欄に変更し「遡及支払額」「昇降給差」「昇降給月」の 3 つの入力内容をもとに、差額支給月を自動計算して「備考 (差額支給月)」に表示するように対応しました。
- ・「備考」欄の追加
既存の「備考」欄が「備考 (差額支給月)」に変更されるのに伴い、新たに「備考」欄を追加しました。
- ・支払基礎日数の対象を給与の支払対象 (日数) に変更
既存システムでは、従業員情報の「給与区分」は、
日給月給: 暦日数
月給: 暦日数 - 給与明細書の「欠勤日数」
にて算出されますが、Ver.17.1 では、実務にあわせて、給与の支払対象期間 (日数) をもとに算出する方法に変更しました。

バージョン情報へのデータ領域のパスを表示 **Superネットワーク版を除く**

給与応援 Super スタンドアロン版 / 給与応援 Lite につきまして、会社選択後のメニュー画面の〔ヘルプ〕〔バージョン情報〕に、データ領域のパスを表示するように対応しました。

4. 法定調書 電子申告対応について **Liteを除く**

給与応援 Super スタンドアロン版 / ネットワーク版 Ver.H17.10 では、法定調書の電子申告に対応する予定です。(今回のプログラムには含まれません) プログラムの対応時期や対応概要につきましては、情報が明らかになりましたら、別途ご連絡いたします。

5. データの互換性について

平成 17 年版 (Ver.H17.1) では、同じバージョンのみ他のシステムとのデータの互換性があります。データの移行はバックアップとリストアで行います。

InterKX 給与計算・法定調書、給与応援 Super ネットワーク版 / スタンドアロン版、給与応援 Lite、法定調書顧問

6. 動作環境

動作環境	詳細
基本ソフト	Microsoft® Windows® 98/NT(SP4 以上)/Me/XP/2000/Windows® Server™ 2003 1
CPU	Windows® Windows® 98 / Windows NT®: Pentium 100 MHz 以上(233 MHz 以上を推奨) Windows® Me / Windows® 2000 : Pentium 以上(400 MHz 以上を推奨) Windows® XP : Pentium 400MHz 以上(Pentium 500 MHz 以上を推奨) Windows® Server™ 2003 : 550 MHz 以上(1 GHz 以上を推奨)
メモリ	Windows® 98 / Windows NT® : 32 MB 以上 (64 MB 以上を推奨) Windows® Me : 64 MB 以上 (128 MB 以上を推奨) Windows® 2000 Professional : 64 MB 以上 (128 MB 以上を推奨) Windows® XP / Windows® 2000 Server : 128 MB 以上 (256 MB 以上を推奨) Windows® Server™ 2003 : 256 MB 以上 (512 MB 以上を推奨)
ディスプレイ (解像度)	1024×768 (小さいフォント) を推奨 (Windows XP の場合は「標準のフォント」) 大きいフォントでは正常に表示できません。 表示色 : High Color(16 ビット)以上推奨
HDD	スタンドアロン版 : 86MB以上 ネットワーク版 : サーバ32MB以上、クライアント60MB以上
プリンタ	上記対応 OS で使用可能なレーザープリンタ・インクジェットプリンタ 複写能力 5 枚以上で 136 桁の印刷ができるドットプリンタ (EPSON 製 VP シリーズ)

- 1 Windows® Server™ 2003は、ネットワーク版のサーバとしてのみ使用可能です。
その際、ネットワーク基本パックも、Windows® Server™ 2003に対応している Ver2.2をご使用
頂く必要があります。
Windows® Server™ 2003をサーバとする場合のクライアントOSは、Windows® XPか
Windows® 2000 Professionalのみとなりますので、ご了承ください。

7. プロダクトIDについて(給与応援Superスタンドアロン版)

プログラムのセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力していただきます。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。